

第26回

定時株主総会 招集ご通知



日 時

2026年10月28日(水曜日)

午前10時（配信開始時間:午前9時30分から）

開催方法

場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）として開催いたします。

- ※ 完全オンラインにて開催するため、株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、ご注意ください。
- ※ 当日のご出席方法の詳細は7頁以降の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

目 次

第26回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	12
第1号議案 資本金の額の減少の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
事業報告	18
計算書類	47
監査報告書	71

議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書用紙のご返送又はインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



行使期限：2026年10月27日（火曜日）午後7時00分

株式会社はてな

証券コード：3930

株主の皆様には、平素より温かいご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社が持続的に成長し、企業価値を向上させていくための原動力は、株主・投資家の方々をはじめとするステークホルダーの皆様からの強い信頼だと考えています。

今回、その信頼の支えである資金管理・ガバナンス体制において重大な事態を招いてしまったことを真摯に受け止め、全社を挙げて信頼回復に向けた基盤の再構築に取り組んでまいります。

資金流出事案に関するお詫びとガバナンス体制の徹底強化

当社は、2026年4月に発生いたしました不正な送金指示に起因する資金流出事案につきまして、特別調査委員会からの提言を真摯に受け止め、再発防止策を策定・実行しております。株主・投資家の方々をはじめとするステークホルダーの皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

経営陣一同、この度の事案を極めて厳粛に受け止めており、資金管理体制や牽制機能の再構築を進めております。再発防止策の確実な実行と定着を通じ、二度と同様の事案を発生させない強固なガバナンス体制を確立してまいります。

健全な経営基盤のもとでの事業推進

当社は、2001年の創業以来、時をかけてしっかりと企業とサービスを育て、一步一步着実に成長をしてまいりました。

この度の再発防止策の徹底を単なる管理体制の修正にとどめず、組織体質をより健全で強靱なものへと進化させながら、当社の強みである高い開発力とサービス運営ノウハウを軸に着実な事業推進と企業価値の向上に努めてまいります。

AIが変えていくサービスと社会への挑戦

急激に様々なサービスへ実装が進むAI分野において、当社も生成AIを活用した調査分析ソリューション「toitta（トイッタ）」をリリースし、利用者の皆様から高い評価をいただきながら事業を成長させております。また、創業以来取り組んできたユーザー投稿型サービスをはじめ、表現する人の支援や、新たな発見とつながりの場づくりといった領域におきましても、AI技術を有効活用した新たな価値創造を目指しております。こうした取り組みは自社内にとどまらず、必要に応じて社外のパートナーとも柔軟に連携しながら、新たな事業を積極的に仕掛け、更なる成長へと挑戦してまいります。

マンガビューワ「GigaViewer」の更なる展開

「GigaViewer」は、多くの出版社様のWebサイトやアプリに搭載され、引き続き高い支持をいただいております。システム開発を通じた改善や機能拡張にとどまらず、サービスリリース後の広告運用等を含む総合的な成長支援へと提供価値を拡張し、より多くのユーザー・読者の皆様に楽しんでいただくとともに、パートナー企業の事業成長に貢献してまいります。

「より豊かなインターネット社会」を実現したい

このように強固な経営基盤の確立と事業の着実な推進を通じて、株主・投資家の皆様や関係するすべての皆様のご期待やご支援に応えてまいる所存です。

当社はこれからも、新たな価値創造を通じて「より豊かなインターネット社会」の実現を目指してまいります。皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長
栗栖 義臣

(証券コード3930)
2026年10月13日
(電子提供措置の開始日 2026年10月6日)

株 主 各 位

東京都港区南青山六丁目5番55号
株 式 会 社 は て な
代表取締役社長 **栗 栖 義 臣**

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は当社定款の定めに基づき、場所の定めのない株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」という。）として開催いたします。

本株主総会には、ご来場いただく会場をご用意しておりませんので、当社指定のウェブサイトからご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第26回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

◎当社ウェブサイト

<https://hatena.co.jp/ir/meeting.html>



上記の当社ウェブサイトにある「株主総会」情報を選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

◎東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名「はてな」又は証券コード「3930」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年10月27日（火曜日）午後7時までに議決権を行使いただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月28日（水曜日）午前10時
※午前9時30分頃から配信開始となる予定です。
※通信障害等の発生により開催日時において、バーチャルオンリー株主総会を開催することが困難な場合には、予備日として2026年10月28日（水曜日）午後2時より開催いたします。当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイトにて、2026年10月28日（水曜日）午前11時までにお知らせします。
2. 開催方法 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）
※昨年とは異なり、完全オンラインにて開催するため、株主様が実際にご来場いただく会場はございません。詳細は7頁以降の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。
3. 目的事項
報告事項 第26期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

-
- 当日バーチャル出席をいただく際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をお手元にご用意くださいますようお願い申し上げます。事前に議決権行使書を投函される場合には、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」「所有株式数」を必ずお手元にお控えください。なお、ログイン時に使用する「郵便番号」は、2026年7月末日時点での株主名簿に基づき設定しております。このため、一部の株主様につきましては、議決権行使書に記載されている「郵便番号」と実際にお住まいの「郵便番号」が相違する場合がございますので、ご注意ください。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきま
 - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - 法令及び当社定款第15条に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。なお、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、書面の頁番号等が抜けている部分は誤記ではございません。あらかじめご了承ください。
 - 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://hatena.co.jp/ir/meeting>）にてお知らせいたします。
 - 通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができるようにするため、本株主総会冒頭に、その旨の決議を行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、速やかに上記の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面によるご行使

行使期限

2026年10月27日（火曜日）
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案の議案に賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2026年10月27日（火曜日）
午後7時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

インターネットによるご行使

行使期限

2026年10月27日（火曜日）
午後7時行使分まで



パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

上記ウェブサイトアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

バーチャルオンリー株主総会において議決権を行使いただく場合

バーチャル
オンリー
総会へ出席



株主総会
開催日時

2026年10月28日（水曜日）午前10時

7頁以降に記載の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照の上、バーチャルオンリー株主総会にご出席のうえ、議決権をご行使ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■ インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
☎️ 0120-768-524（年末年始を除く9:00～21:00）

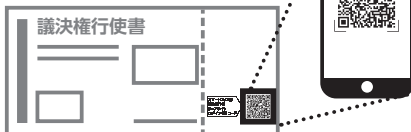


「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

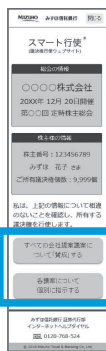
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンからタブレット端末で読み取ります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

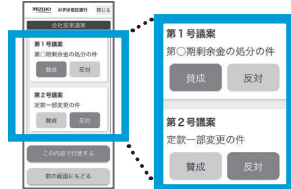


② 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

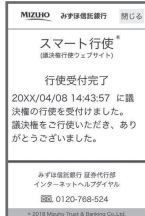


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です。)

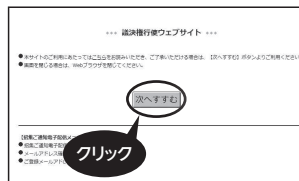
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。



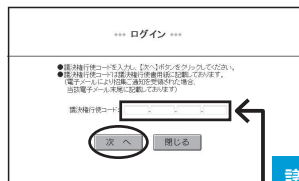
インターネットによるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



② ログインする

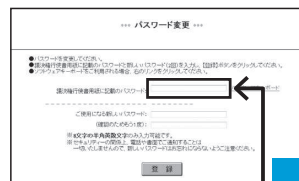


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

バーチャルオンリー株主総会のご案内

(1) バーチャルオンリー株主総会へのご出席方法（ログイン方法）

本年の第26回定時株主総会は、通信方法としてインターネットを利用したバーチャルオンリー株主総会（場所の定めのない株主総会）の形式にて開催いたします。

バーチャルオンリー株主総会にご出席される場合には、株主総会開催日当日（2026年10月28日（水曜日））の午前9時30分以降、9時50分を目途に、以下の当社ウェブサイトアクセスしてください。

◎株主総会のウェブサイト

<https://web.sharely.app/login/hatena26>



アクセスに際しては、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」「所有株式数」を表示画面に従って入力し、ログインしてください。

(2) 本株主総会出席の際の議決権行使の取扱い

株主総会前日まで	本株主総会当日	議決権行使の取扱い
議決権を事前行使した	議決権を行使した	当日の議決権行使が有効（事前行使は無効）
	議決権を行使しなかった	議決権の事前行使が有効
議決権を事前行使しなかった	行使した	当日の議決権行使が有効
	議決権を行使しなかった	不行使

事前に書面（郵送）又はインターネットにより行使いただきました議決権につきましては、バーチャルオンリー株主総会にご出席（ログイン）いただいた時点においてはその効力を維持する取扱いとし、その後、各議案の採決にあたり、株主様が議決権を行使された場合には、株主総会において行使された意思表示を株主様の議決権行使結果として取扱い、その時点で事前の議決権行使を無効として取扱います。

従いまして、株主総会にて特段の議決権行使をされない場合には、事前に行使いただいた内容がそのまま維持されます。

(3) バーチャルオンリー株主総会のご出席に必要な環境

バーチャルオンリー株主総会に出席するためには、以下の環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャルオンリー株主総会の出席に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様のご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使のうえご出席ください。

	P C		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows10以上	MacOS 最新版	AndroidOS 最新版	iOS 最新版
ブラウザ	Google Chrome, MicrosoftEdge 最新版	Google Chrome, Safari 最新版	Google Chrome 最新版	Safari 最新版

(4) ご質問の方法、取扱い

ご質問を希望される場合は、ログイン後、視聴画面下部の「質問」ボタンより、株主総会の開始時刻から議長が指定する時間内に、本株主総会の目的事項に関するご質問をお送りください。

ただし、一人3問まで（各質問150文字以内）とさせていただきます。また、本株主総会の進行上の都合やご質問の内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。あらかじめご了承ください。ご質問につきましては、株主総会の目的事項との関連性の高いものを優先的に取り上げる一方で、個人情報が含まれる場合や個人的な事柄等につながる内容は取り上げません。

(5) 議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。株主総会当日の議決権行使は、議長が指定する時間まで行使していただくことができます。

(6) 動議の提出方法、取扱い

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「動議」ボタンより動議の種類を選択し、動議の内容を入力のうえご送信ください。

ただし、円滑な議事進行の観点から1提案あたり300文字以内とさせていただきます。また、「動議」よりお送りいただいたご質問にはお答えできかねます。ご質問を希望される場合は、「質問」ボタンよりご送信ください。

(7) 通信障害等の対応について

通信障害により議事に著しい支障が生じる場合に備え、議長が本株主総会の延期又は続行の決定を議長に委任する決議を本株主総会の冒頭に行います。通信障害により本株主総会が開催できなかった場合、及び議長が本株主総会の延期又は続行を決定した場合、予備日（2026年10月28日（水曜日）午後2時00分）に延会、継続会、又は本株主総会を開催いたします。この場合、その旨を当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(8) 事前質問の方法

バーチャルオンリー株主総会に先立ち、事前のご質問をお受けいたします。

◎事前質問受付

https://web.sharely.app/e/hatena26/pre_question



以下の受付期間で事前質問をお受けいたしますので、(1)記載のアクセス方法に従って上記のアクセス先にログインいただき「事前質問」フォームより本株主総会の目的事項に関するご質問をお送りください。各質問150文字以内とさせていただきます。

【受付期間】2026年10月13日（火曜日）～2026年10月20日（火曜日）

掲載したご質問は、当社にて類似のものを取りまとめ、本株主総会にてご回答申しあげる予定ですが、すべてのご質問にご回答できない場合もございます。あらかじめご了承ください。

(9) 代理出席の取扱い

代理人による本株主総会出席を希望される株主様は、法令及び当社定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。ご希望の株主様は、本株主総会の開催に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」、「委任者の議決権行使書面原本」をご提出ください。

また、代理人資格を株主様に限定していることから、「代理人（受任者）の議決権行使

書面原本」も併せてご提出が必要となりますので、以下の提出先まで必ずメールアドレスを書面にご記載のうえご送付ください。

委任状の書式につきましては、(1)記載のアクセス方法に従ってログイン後、「資料一覧」ボタンよりダウンロードいただけます。

<代理人に関する書面の提出先>

〒107-0062 東京都港区南青山六丁目5番55号 青山サンライトビル3階

株式会社はてな 株主総会事務局宛

<ご提出期限> 2026年10月26日（月曜日）午後7時00分 必着

(10) その他注意事項

- ① 本株主総会では、通信障害対策措置が十分に講じられたシステムを利用し、本株主総会当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、映像・音声の乱れ及び一時中断等の通信障害が発生する可能性があります。また、株主様の通信環境の影響による接続不良・遅延・音声トラブルはサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ② 議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットのご使用に支障のある株主様におかれましては、書面による事前の議決権行使を行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- ③ 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えること、またオンライン配信の模様を撮影することはお控えください。
- ④ 本株主総会において、同一又は類似の質問・動議等を繰り返し送信したり、不適切な内容を含む質問等を繰り返し送信する等、議事の進行やシステムの安定的な運営に支障があると議長が判断した場合は、当該株主様との通信を強制的に途絶させていただきます。
- ⑤ 本株主総会において対応している言語は、日本語のみとなります。
- ⑥ 今後の状況により、株主総会の運営について変更が生じる場合がございます。その場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいませようようお願い申し上げます。
- ⑦ 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会開催日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

(11) お問い合わせ窓口

①バーチャルオンリー株主総会へのご出席について

Sharely株式会社： 電話番号 03-6683-7661

受付時間 2026年10月28日（水曜日）午前9時～総会終了時まで

②ログインするための情報（株主番号や登録している郵便番号、所有株数）について

みずほ信託銀行 証券代行部：フリーダイヤル 0120-288-324

受付時間 土・日・祝日を除く 午前9時～午後5時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

1. 減少する資本金の額
資本金 150,642,600円
2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日
2026年12月25日

第2号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって現取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名		現在の当社における 地 位 及 び 担 当	取締役会 出席回数
1	栗栖義臣	再任	代表取締役社長	20回／20回 (100%)
2	大西康裕	再任	取締役 コンテンツ本部長	20回／20回 (100%)
3	毛利裕二	再任	取締役	20回／20回 (100%)
4	近藤淳也	再任	取締役	20回／20回 (100%)
5	リチャード・チェン	再任	社外 独立 取締役	20回／20回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	くりすよしおみ 栗栖義臣 (1978年3月6日) 再任	2002年4月 TIS株式会社入社 2008年10月 当社入社 2012年7月 当社 第4グループプロデューサー 2013年8月 当社 第2サービス開発本部長 2014年2月 当社 サービス開発本部長 2014年7月 当社 取締役 2014年8月 当社 代表取締役社長（現任） 【取締役候補者とした理由】 栗栖義臣氏は、2014年7月に取締役就任以来、開発部門を中心に当社経営全般を熟知するとともに、豊富な業務知識と経験を有し、適切に職務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。	79,500株
2	おおにしやすひろ 大西康裕 (1975年7月24日) 再任	2001年9月 当社入社 2006年6月 当社 チーフエンジニア 2011年7月 当社 はてなブログディレクター 2013年2月 当社 第5グループプロデューサー 2014年8月 当社 執行役員 サービス開発本部長 2016年8月 当社 執行役員 サービス・システム開発本部長 2020年10月 当社 取締役 サービス・システム開発本部長 2022年5月 当社 取締役 組織・基盤開発本部長 2025年4月 当社 取締役 コンテンツ本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 大西康裕氏は、2001年9月に入社以来、開発部門を中心に業務全般を熟知するとともに、豊富な業務知識と経験を有し、適切に職務を執行していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。	22,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	もうりゆうじ 毛利裕二 (1968年8月24日) 再任	1996年3月 株式会社ユー・エス・エデュケーション・ネットワーク（現:株式会社アビタス）入社 1998年4月 同社 取締役 2000年1月 株式会社キャリアアクセス 取締役 2001年11月 株式会社オプティマ 取締役 2007年4月 株式会社アイレップ 執行役員 2007年10月 株式会社あいけあ 取締役 2010年10月 当社入社 2010年11月 当社 取締役 ビジネス開発本部長 2011年2月 当社 取締役副社長 ビジネス開発本部長 2014年8月 当社 取締役 ビジネス開発本部長 2020年10月 当社 非常勤取締役（現任） 2022年10月 株式会社フォトラクション 社外取締役（現任） 2024年5月 株式会社BENLY 社外取締役 2024年8月 株式会社ピーステックラボ（現:株式会社アリススタイル）社外取締役（現任） 2025年11月 株式会社フューチャーリンクネットワーク 社外取締役（現任）	100株
【取締役候補者とした理由】 毛利裕二氏は、2010年11月に取締役就任以来、営業部門を中心に当社経営全般を熟知するとともに、豊富な業務知識と経験を有し、当社副社長経験者として、大局的な経営戦略的アドバイスを提供することが期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株式の数
4	こんどうじゅんや 近 藤 淳 也 (1975年11月2日) 再任	2001年 7 月 有限会社はてな (現：当社) 設立 2004年 2 月 当社 代表取締役社長 2014年 8 月 当社 代表取締役会長 2017年10月 株式会社OND 代表取締役社長 (現任) 2017年10月 当社 非常勤取締役 (現任) 2022年 2 月 株式会社一冊 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社OND 代表取締役社長 【取締役候補者とした理由】 近藤淳也氏は、当社創業以来、開発部門を中心に当社経営全般を熟知するとともに、豊富な業務知識と経験を有し、当社社長経験者として、大局的な経営戦略的アドバイスを提供していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。	973,274株
5	リチャード・チェン (1969年6月1日) 再任 社外 独立	1992年 1 月 Barclays Global Investors マーケティング・ストラテジスト 1999年 7 月 オプトメール株式会社 代表取締役社長 2002年 8 月 Google Inc. シニアビジネスプロダクトマネージャー 2007年 5 月 カリフォルニア大学バークレー校財団理事 2010年 6 月 AngelPad メンター 2011年 7 月 当社 取締役 (現任) 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 リチャード・チェン氏は、社外取締役候補者であります。2011年7月に社外取締役就任以来、当社の経営に有用な意見をいただいているものと判断しております。また、スタートアップ企業における経営者としての経験、大手IT企業でのプロダクトマネージャーとしての豊富な知識などを基盤に、他社においても幅広い経営助言経験を有し、当社の経営にも適切に助言いただけるものと期待し、社外取締役候補者としております。	6,900株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. リチャード・チェン氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって15年3ヵ月となります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 現在、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、リチャード・チェン氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案が承認可決され、同氏の再任が承認された場合、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2027年2月更新の予定です。本議案にお諮りする取締役の各候補者については、既に当該保険契約の被保険者となっております。また、本議案にて各候補者が取締役に選任された場合には、全員が当該保険契約の被保険者になる予定であります。
- 【保険契約の内容】**
- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は、特約部分も含め、会社負担であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者が負担することとなる会社の役員等としての業務につき行った行為、又は不作為に起因して、株主又は第三者から損害賠償請求されたことによる損害を、当該保険契約により填補することとしております。
5. 上記取締役候補者の所有する当社の株式数は、2026年7月31日現在のものであります。

以 上

事業報告

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

経営成績の概況

売上高	36億 47百万円	前年同期比	3.9%減	↓
営業利益	1億 73百万円	前年同期比	48.9%減	↓
経常利益	1億 3百万円	前年同期比	69.5%減	↓
当期純損失 (△)	△9億 95百万円	前年同期比	—%	

【我が国経済と当社を取り巻く事業環境の概況】

当事業年度における我が国経済は、内閣府の2026年7月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。」とされております。先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされております。

UGCサービス事業（注1）を展開するインターネット関連業界におきましては、2026年6月に総務省情報通信政策研究所が公表した『令和7年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書』によりますと、全年代では平日、休日共に主なメディアにおいては「インターネット利用」が「テレビ（リアルタイム）視聴」を超過、その差を拡大しつつあり、今後もインターネット及びウェブサイトは情報通信メディアとして重要性が高く、マーケットサイズは拡大していくものと予測しております。

さらに、『2025年日本の広告費』（株電通）によりますと、「2025年の日本の総広告費は、通年で前年比105.1%の8兆623億円で、2021年から5年連続で成長し、4年連続で

過去最高を更新した。企業の好業績によるデジタル投資の加速や、大型イベントの開催などが成長を後押しした。動画やSNS広告が伸長し、「インターネット広告費」が総広告費に占める構成比は50.2%となり、初めて過半数に達した。」とされております。インターネット広告費は、4兆459億円と前年比110.8%で増加し、SNS上の縦型動画広告やコネクテッドTV（インターネットに接続されたテレビ受像機）などの動画広告需要の高まりなどが、市場全体の拡大に寄与したとされております。

このような事業環境のもと、当社におきましては、自社で開発したユーザー参加型サービス群を「コンテンツプラットフォームサービス」と位置づけ、その運営を通して培われた技術力やユーザーコミュニティを活かし、法人顧客向けに「コンテンツマーケティングサービス」、「テクノロジーソリューションサービス」をサービス領域として提供しております。市場環境の変化や、それに伴う経済的予測等を鑑み、人的資本や知的財産、資金等の経営資源を各サービスへ効率的に配分することで、経営の機動力の向上を図ってまいります。

【業績の概況】

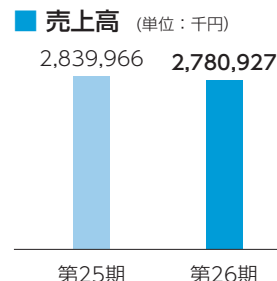
テクノロジーソリューションサービス

テクノロジーソリューションサービスでは、受託サービスとして顧客のWebサービスやアプリに関する企画・開発・運用の受託と、システム運用者向けのサーバー監視サービス「Mackerel（マカレル）」の提供を行っております。一部の開発料収入は一過性の売上ですが、多くをストック型ビジネスとして展開しております。

受託サービスについては、前年同期と比べ大型の受託開発案件で成果物の納品が少なかったことなどから、一過性の開発売上が減少しました。保守運用サービスについても、マンガビューワ「GigaViewer」搭載の案件は拡大している一方、レベニューシェア（広告・課金収益など）はボラティリティが大きい結果となりました。

今後の成長の柱と位置づけるアプリマンガサービスに向けたマンガビューワ「GigaViewer for Apps」については、「少年ジャンプ+」（サービス提供者：（株）集英社）について、引き続き安定的に運用し、継続的な機能開発を進めております。「少年ジャンプ+」iOS版／Android版は、ダウンロード数が3,200万を超える、利用者が極めて多いマンガ誌アプリです。成長を続ける電子コミック市場において、「GigaViewer for Web」・「GigaViewer for Apps」の利便性や広告運用を含めたソリューションは、顧客から評価されており、2026年8月末現在でアプリ版・Web版合計18社、搭載累計29サービスと多くのシェアを有しております。既にデファクトスタンダードを獲得したWeb版の導入メディアに対して、アプリ版の導入を推進してまいります。加えて、これまでWebマンガサイトやマンガアプリの集客やグロースに貢献するコンサルティングを行ってきた知見を活かし、戦略立案から実施、効果検証までのデジタル広告のあらゆる工程をワンストップで支援するサービス「Comic Growth powered by GigaViewer」を本格始動させ、支援範囲の拡大を進めております。一般にアプリ版はWeb版よりもコンテンツの閲覧数や販売額が大きいことから、開発・運用料のみならず、レベニューシェア（広告・課金収益など）の収益の大幅な拡大に資するものと捉え、注力してまいります。

「Mackerel（マカレル）」については、その役割をサーバー監視のみならず、アプリケーションソフトウェアも含めたシステム全体に対するオブザーバビリティ（注2）プラットフォームに拡大すべく開発を進め、2025年5月よりアプリケーション・パフォーマンス・モニタリング（APM）機能を正式リリースし、拡販を進めております。この機能は、



2024年6月に事業譲受した分散トレーシングサービス「Vaxila（ヴァキシラ）」を同年8月に「Mackerel」の機能として使えるようにしたほか、同年11月にソフトウェアの状況等を把握するためのオープンソースによる標準化規格「OpenTelemetry（注3）」に対応したメトリック機能をリリースするなど、順調に機能追加をしてきた集大成というべきものであります。今回のAPM機能の提供を開始したことで、サーバー監視の既存顧客だけでなく、新規顧客にも良い影響を及ぼし、全体として回復の兆しが見え始めています。引き続きAPM機能の拡販を進め、続けて新規顧客の獲得を目指し非連続的な売上成長を図ってまいります。

以上の結果、テクノロジーソリューションサービスの売上高は、2,780,927千円（前年同期比2.1%減）となりました。

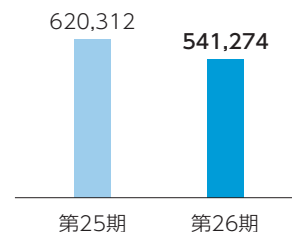
コンテンツマーケティングサービス

コンテンツマーケティングサービスでは、BtoB向けストック型ビジネスとして、2025年2月に提供を開始したCMS（注4）である「はてなCMS」を活用したオウンドメディア（企業が顧客などに向けて伝えたい情報を発信するための自社メディア）の構築・運用支援サービスや、「はてなブログ」などのUGCサービスを活用したネイティブ広告、バナー広告、タイアップ広告などを展開しております。

デジタルマーケティングを目的としたオウンドメディアの開設が活発化し、企業がWebサイトを保有することがスタンダードとなった昨今の市場環境において、コンテンツを管理するシステムなども含め誰でも簡単に安心して使えるCMSという訴求をしてまいりましたが、一部の個別案件において、広告・マーケティング予算が縮減されたことによる広告出稿の手控えにより、継続的な受注に至らなかったことなどから、「はてなCMS」の運用数合計は147件（前年同期比5件の減少）となりました。AIを活用したインタビュー分析SaaS「toitta（トイッタ）」は、生成AIを活用してインタビュー内容を的確かつ安価に整理・共有できるようになると多くの顧客候補から高い評価を受けております。知りたいことを「toitta」に質問するだけで、蓄積されたインタビューデータを横断的に探索し、「ファインディングス（発見）」を複数提案する追加機能「ask toitta」を提供するなど、今後は、インタビュー実施後の工程（発話のデータ化、分析、組織内での共有）を支援する各種機能に加え、AIによるインタビュー実査など、より広い工程（調査設計から分析・資産化まで）を支援することで、さらに市場を拡大し、事業を加速させ、売上成長を目指してまいります。

以上の結果、コンテンツマーケティングサービスの売上高は、541,274千円（前年同期比12.7%減）となりました。

■ 売上高（単位：千円）



コンテンツプラットフォームサービス

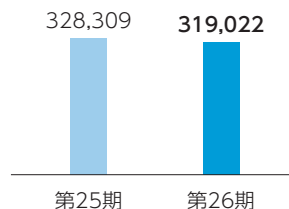
コンテンツプラットフォームサービスでは、ユーザーがコンテンツを発信、拡散するUGCサービスとして、「はてなブログ」「はてなブックマーク」などのサービスを展開しております。

主力サービスとなっている「はてなブログ」の登録ユーザー数は順調に増加しました。一方、「はてなブログ」の個人向け有料プラン「はてなブログPro」などについては、各種SNSの普及による競争激化も相まって、「はてなブログPro」の契約件数や投稿数が減少したことや、広告単価の下落傾向が依然として継続していることもあり、課金売上は低調に推移しました。しかしながら、生成AIの普及により、ユーザーが自身の体験や考えを書いたコンテンツの価値は、あらためて高まっているとも考えております。この度、テーマ別のコミュニティである「パーク」上で、話題・トピックに沿った体験や情報、意見を共有・交換する場を提供する新サービス「はてなパークス」を2026年8月に正式リリースしました。開発と運営にはAIを活用しており、今後は「はてなブックマーク」や「はてなブログ」といった既存UGCサービスとの連携を推進しサービス間のシナジーの最大化を目指します。そして、多くのユーザーが「旬」なテキストを投稿するというUGCサービスの価値を活かすため、引き続き生成AIベンダーとのパートナーシップも検討し、非連続な売上成長を図ってまいります。

コンテンツプラットフォームサービス上に掲載するアドネットワーク広告については、広告枠を提供したい数多くの広告媒体の運営事業者との間で、広告を出稿したい数多くの広告主を集めた広告配信ネットワーク（アドネットワーク（注5））が形成されており、多数の事業者の関与のもとで、広告単価が決定しております。このような事業環境の中で、広告単価の下落などを主な要因として売上は伸び悩みました。

以上の結果、コンテンツプラットフォームサービスの売上高は、319,022千円（前年同期比2.8%減）となりました。

■ 売上高（単位：千円）



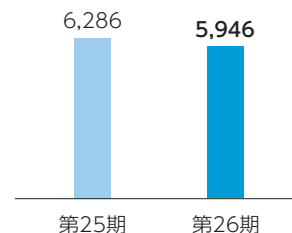
その他サービス

当社は2024年10月に日本ブロックチェーン基盤株式会社が運営・管理するパブリックチェーン（注6）「Japan Open Chain（JOC）」に共同運営者（バリデータ（注7））として参画しました。JOCは2024年12月にInitial Exchange Offering（IEO）（注8）を果たし、当社もバリデーション業務を開始しました。その対価としてJOCトークン（注9）を得ております。

当社は他の企業・団体とともに、ブロックチェーン技術を安心・安全かつ実用的に利用できるブロックチェーン・インフラの構築に貢献するとともに、JOCを活用した社会課題解決につながるWeb3サービス（注10）の検討を進めていく予定です。

以上の結果、その他サービスの売上高は、5,946千円（前年同期比5.4%減）となりました。

■ 売上高（単位：千円）



【利益の概況】

中期的な成長エンジンとして位置づけているテクノロジーソリューションサービスにおいて、売上成長を加速させていくために、開発投資等に向けて体制拡充を継続してまいります。その他、更なる成長基盤の構築に向け、特に新規サービス「toitta（トイッタ）」に対する効果的な資本投下を行ってまいります。

営業費用（売上原価と販売費及び一般管理費の合計）については、3,473,564千円（前年同期は3,455,382千円）となりました。営業費用は増加しておりますが、概ね計画の範囲内であります。

主な増減要因としては、テクノロジーソリューションサービスの広告宣伝費の負担、そして「toitta」を含めた新たなサービスの創出のため、人材投資を積極的に行った結果、給与手当等の労務費が増加しました。人的資本への経営資源の配分は、当社が将来にわたり、競争優位性を確保するために、収益基盤の確立に向けた重要投資として位置づけております。また、顧客のシステムを運用代行する受託サービスにおいて、データセンター利用料を当社で支払い、それを含めて顧客に運用料として請求するビジネスを一部の顧客に対して行っておりますが、そのような顧客の増加や当該システムの利用が増えることで、データセンター利用料の費用増加が進んでおります。

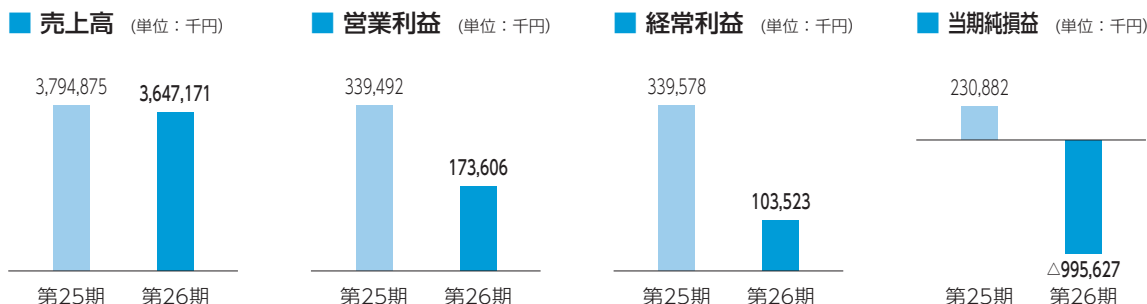
営業外損益や特別損益については、受取利息及び配当金や有価証券利息5,055千円の計上、為替差益4,264千円の計上、当座貸越契約の実行に伴う支払利息2,074千円の計上、

暗号資産評価損4,943千円の計上、上場10周年記念優待の実施に伴い株主優待引当金繰入74,547千円の計上、資金流出事案に伴う損失1,221,131千円の計上などがありました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,647,171千円（前年同期比3.9%減）、営業利益は173,606千円（同48.9%減）、経常利益は103,523千円（同69.5%減）、当期純損失は995,627千円（前年同期は当期純利益230,882千円）となりました。

なお、当社はUGCサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

- (注) 1. User Generated Contentの略。インターネット上で利用者自身がテキストや画像、映像などのコンテンツを発信することができる場を提供するサービス。
2. システムの外部出力から内部の状態を推測・把握する能力や取り組み、それを実現する手法を指す。システムの動作や内部状態を理解することで、システムの異常な挙動を特定し、デバッグや障害復旧など、迅速に対処することができる。
3. ソフトウェアのテレメトリデータ（トレース、メトリック、ログ）を収集し、監視と分析のために遠隔地に送信するための標準化ツールで、2021年にVer1.0が公開された。Mackerelにおいて、従来は独自規格であったため、容易に導入できなかった企業に対しても「OpenTelemetry」に対応することで導入が進みやすくなるといった効果が期待される。
4. Contents Management Systemの略。HTMLやCSSのようなWEBサイトの制作に必要な専門知識を必要とせず、テキストや画像などの情報を入力するだけで、サイト構築を自動的に行うことができるシステム。
5. アドネットワークとは、多数の広告媒体のWebサイトを束ねた広告配信ネットワークを形成し、それらのWEBサイト上で一括して広告を配信する手法。メディア運営者はサイト上に広告枠のみをアドネットワーク事業者に提供する。サイトが閲覧されるごとに、システムにより広告枠に対して広告が自動配信される。
6. 暗号資産の取引情報の記録に用いられるブロックチェーンにおいて、特定の管理主体を置かず、不特定多数の参加者により取引情報の合意形成を行う仕組みのこと。
7. ブロックチェーン上での取引（トランザクション）を承認する役割のこと。
8. 日本国内の法規制に則って暗号資産取引所が主体となってプロジェクト審査を行い、暗号資産の公募売出し・流通を行う仕組みのこと。
9. ブロックチェーン技術を利用して発行された暗号資産のこと。
10. 特定のプラットフォーマーが強い支配力をもつ中央集権型ではなく、非中央集権型（分散型）のブロックチェーン技術を基盤としたネットワークの概念を体現するサービス。



【当社を取り巻く経営環境や想定されるリスク等】

出版業界の調査研究機関である公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所の発表によると、出版市場における2025年の電子コミック市場は前年比2.9%増の5,273億円と、規模が拡大しております。コロナ禍を経て一気に市場規模が拡大しましたが、(株)集英社の「鬼滅の刃」が日本映画の歴代興行収入ランキング1位という記録を打ち立てたということを典型的な事例として、マンガ発のIPを映画やドラマ、ゲームなどにマルチユースすることはエンタテインメント産業における主要なプレイヤーの基本戦略となっております。出版社にとってもデジタル化に対応しながらIPを生み出し育成することが事業成長の根幹となっており、当社が保有する情報システム技術やサービス運営の能力についてますます需要が高まっております。

一方で、エンタテインメント産業特有の不安定さや原材料価格の高騰等、今後の事業環境、雇用情勢などの先行きに対する不透明感から、受託企業向け予算の縮小が当社の業績に与える可能性は、依然としてあります。出版社の業績は、コンテンツ販売事業においては景気変動の影響を比較的受けにくい傾向にありますが、広告事業においてはその限りではありません。また、生成AIの活用を背景にしたシステム開発案件の納期短縮への要請が強まるなどの技術面での事業環境の変化が、今後の当社の業績に意図に反する影響を及ぼす可能性があります。

当社としては、生成AIの積極活用によるサービス開発力の更なる充実に加えて、マンガ領域においては「GigaViewer」というSaaSプロダクトを多くの大手・中堅出版業顧客に提供することで、利用者数の拡大を狙い、その結果として、マンガや小説の課金収入の伸長の実現を図ることといたします。また、「はてなブログ」や「はてなブックマーク」など一般ユーザー向けコンテンツプラットフォームサービスにおける機能開発や機能改善を図

ることや、「Mackerel」「toitta」など当社の技術力が直接的に評価されるようなサービスを効果的に展開するなどして、新たな収益機会の獲得を見込んでおります。そのために、これらのサービスの売上の立ち上がりを見通しつつ、新たな収益基盤の確立に向けた戦略的投資を継続してまいります。

経済的不透明感や危機感が継続することが予想される経営環境の中で、当社の資金の財源及び流動性については次のとおりであります。また、事業継続に対して万全の備えをする方針であります。

当社における事業活動のための資金の財源として、主に手元の資金と営業活動により獲得したキャッシュ・フローであります。資金の手元流動性については、現金及び預金1,221,553千円と月平均売上高に対し4.0ヶ月分であり、現下、当社における資金流動性は十分確保されていると考えております。

また、当社は事業運営上、必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本的な財務方針としており、金融機関からの借入により調達することを目的として、取引銀行5行との間で、総額1,700,000千円の当座貸越契約を締結しております。バックアップラインを確保し、資金の手元流動性の補完が実現しております。今後は、運転資金や設備投資の需要動向や、それに伴うキャッシュ・ポジションを精査しつつ、適切なタイミングで資金調達を実行してまいります。

なお、当座貸越契約の未実行残高は、1,450,000千円となっております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は126,207千円であり、その主な内容は、業務用パソコン等の工具、器具及び備品の取得20,919千円及び自社利用目的のソフトウェアの構築等105,287千円であります。

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

③ 資金調達の状況

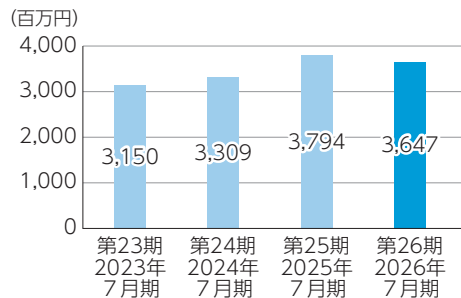
当社は、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行5行との間で、総額1,700,000千円の当座貸越契約を締結しております。なお、当事業年度末における借入未実行残高は、1,450,000千円となっております。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

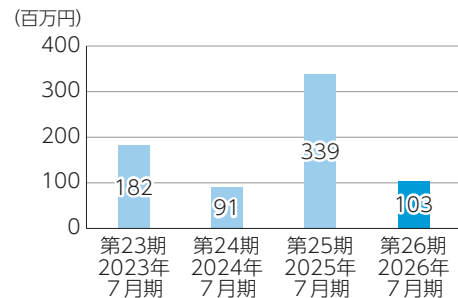
(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2023年7月期)	第 24 期 (2024年7月期)	第 25 期 (2025年7月期)	第 26 期 (当事業年度) (2026年7月期)
売 上 高 (千円)	3,150,290	3,309,422	3,794,875	3,647,171
営 業 利 益 (千円)	173,402	68,169	339,492	173,606
営 業 利 益 率 (%)	5.5	2.1	8.9	4.8
経 常 利 益 (千円)	182,042	91,222	339,578	103,523
当 期 純 損 益 (千円)	99,638	62,372	230,882	△995,627
1 株当たり当期純損益 (円)	33.73	21.13	77.61	△332.80
総 資 産 (千円)	2,881,189	2,909,178	3,450,970	2,564,675
純 資 産 (千円)	2,488,600	2,559,474	2,816,196	1,836,106
1 株当たり純資産額 (円)	843.60	866.28	945.11	612.97
自 己 資 本 比 率 (%)	86.4	88.0	81.6	71.6
自己資本利益率 (ROE) (%)	4.0	2.5	8.6	△42.8
株 価 収 益 率 (倍)	26.6	36.4	18.4	△2.4
営業活動による C F (千円)	2,584	147,015	711,577	△1,155,095
投資活動による C F (千円)	△158,280	△106,157	△38,434	2,310
財務活動による C F (千円)	△97,141	1,548	2,011	249,951
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,390,609	1,443,903	2,121,864	1,221,553

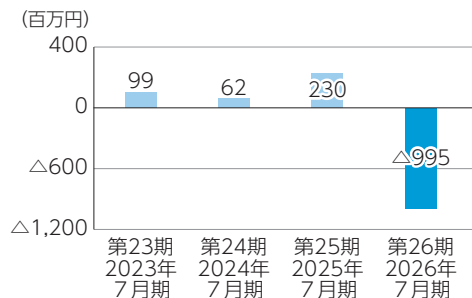
■ 売上高



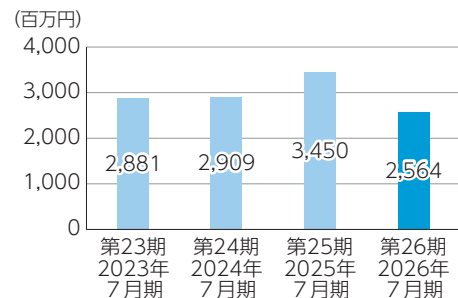
■ 経常利益



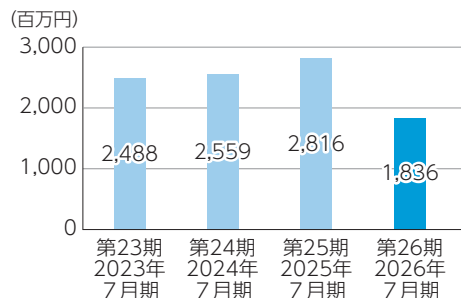
■ 当期純損益



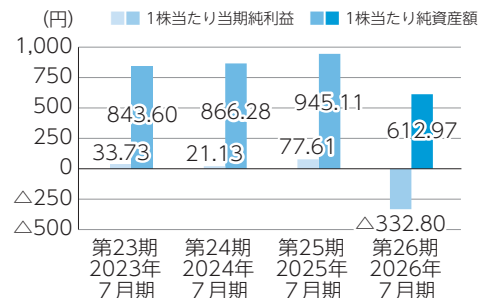
■ 総資産



■ 純資産



■ 1株当たり当期純損益／1株当たり純資産額



(注) 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「インターネットテクノロジーカンパニー」として高い技術力をもった人材を豊富に抱え、数多くのサービスを世に送り出してきました。これからも技術力の向上や活用に一層注力し、便利で質の高いインターネットサービスを提供してまいります。

また、当社が提供するサービスを通じて、質の高いインターネットコンテンツの発信や伝播を支援しています。楽しく役に立つコンテンツが増え、手に届きやすくすることで「より豊かなインターネット社会」を実現してまいります。

当社がこうしたミッションを追求し持続的に成長していくためには、強固なガバナンス体制の確立とステークホルダーの皆様からの信頼が不可欠であると認識しております。こうした前提のもと、主要3サービスから構成される事業ポートフォリオにおいて、サービス相互のシナジー効果を最大限に活用しつつ、適切なリソース配分に努めてまいります。その結果として、売上高、営業利益及び経常利益を継続的に成長させ、収益基盤を確立し、企業価値の向上、株主価値の向上を目指してまいります。

これらのミッションを実現していくために、当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

① ガバナンス・内部統制体制の徹底強化と再発防止策の実行

当社は、2026年4月に発生いたしました不正な送金指示に起因する資金流出事案につきまして、特別調査委員会からの提言を真摯に受け止め、再発防止策の確実な実行と定着を、最優先の経営課題として取り組んでおります。

具体的には、資金移動・出金プロセスにおける多段階承認や権限分離等の内部統制強化、経理業務の可視化と適切な職務分掌の確立、情報セキュリティ管理の厳格化及び特殊詐欺手口等に関する役職員教育の強化を進めております。さらに、専任体制整備の検討等による内部監査体制の強化や、取締役会及びコンプライアンス・リスク委員会による継続的なモニタリング・報告体制の確立を推進しております。

これらの施策の着実な実行を通じ、二度と同様の事案を発生させない強固なガバナンス体制を構築し、信頼回復に全社一丸となって努めてまいります。

② 組織体制の強化

当社は、積極的に企業価値を拡大していくためには、優れたサービスを構築することができる専門的技術、知識を有した優秀な人材の採用を行うとともに、最大限に能力を発揮することができる組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、各事業フェーズに合わせ、即戦力となる人材確保を目的とした中途採用と、将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行ってまいります。

また、業界を牽引する人材の育成を重点課題と位置づけ、職種別研修の実施や、専門資格の取得支援、広い成長機会の創出・支援を行ってまいります。

さらに、年齢や国籍等に制限なく、高いスキルや潜在的な能力、情熱を持つ人材を積極的に登用し、適材適所を見極めながら事業状況に合わせた臨機応変な組織改編をスピーディーに行うことで、強固な組織体制を構築してまいります。

あわせて、組織の健全性と業務継続性を高めるため、管理部門を中心に業務プロセスの可視化やマニュアル化を推進してまいります。業務の属人化や特定の担当者への負荷・権限の集中を解消し、適切な職務分掌と相互牽制が有効に機能する体制の再構築を徹底してまいります。

また、従業員が新規サービスのアイデアを自発的に具現化する施策を行うなど、従業員のモチベーションを喚起し、イノベーションを創り出す組織文化を追求してまいります。

③ 中長期的な成長を意識したサービスの展開

「はてなブログ」「はてなブックマーク」をはじめとしたコンテンツプラットフォームサービスは、他のSNSや動画配信サービスなどインターネットで投稿・閲覧するサービスが普及し一般化していく風潮とともに、ユーザーがコンテンツを発信、拡散するサービスとして投稿数が今後も拡大する見通しであります。生成AIの普及に伴い、投稿サービスの在り方が急速に変化する可能性も高まってきた中、競争優位性の確保のため、技術革新への対応とマーケティング活動を継続してまいります。

コンテンツマーケティングサービスにおいては、BtoB向けストック型ビジネスである「はてなCMS」を基幹事業として位置づけております。企業がインターネットを活用して動画、画像、テキストを提供し、潜在顧客の認知や興味関心を獲得する重要性がますます増加する見通しです。デジタルマーケティングや人材採用といった分野において、OWN

ドメディアの活用がさらに進むことを予期し、潜在顧客に対しても、鋭意アプローチしてまいります。

テクノロジーソリューションサービスにおいては、出版業顧客に提供するマンガビューワ「GigaViewer（ギガビューワ）」のシェアを拡大すべく、鋭意推進してまいります。また、BtoB向けストック型ビジネスである「Mackerel（マカレル）」を改めて成長する事業と位置づけております。従来のサーバー監視に留まらず、アプリケーションソフトウェアの監視・管理の領域に進出することで、より広い顧客のニーズに応えることができると想定しております。

④ 新規事業の創出と成長拡大

当社は、コンテンツプラットフォームサービスにおいて培ったサービス企画・運営の能力を活用し、隣接する事業領域において様々な事業化を図ることで成長してまいりました。2024年には生成AIを活用した発話分析ソリューション「toitta（トイッタ）」というサービスを開始し、成長軌道に乗せることができました。また同年末には暗号資産「JOC」のバリデーターとなり、暗号資産やこれを支える技術に関する調査・研究を進めております。今後、「toitta」の事業成長に取り組むとともに、引き続き新規事業を創出し、また他社への営業・マーケティング活動を積極的に行い、新規取引先の拡大に努めることで、成長の拡大と事業基盤の強化を図ってまいります。

⑤ コスト管理の徹底と財務基盤の強化

資源価格の高騰や、円安による物価上昇が、企業活動に広範な影響を与えております。当該事象がより長期化した場合に備え、販売費及び一般管理費などのコスト管理を徹底してまいります。財務面では、リスク・ファイナンスの一環として、複数の金融機関との間で、手元流動性の更なる補完に向けた交渉を必要に応じ継続してまいります。また、外貨建債務の為替相場変動による評価損益を一定程度にとどめるため、為替のヘッジ取引をはじめとした措置を機動的に講じてまいります。

⑥ 知名度の向上

当社は、UGCサービスにおいて20年以上の提供実績を持ち、個人に対しては一定の認知度を有していると考えております。一方で、法人顧客に対しては認知度が十分ではないと考えております。セミナー開催や技術カンファレンスにおける登壇などを通じて、積極的な広報活動や宣伝活動を実施し、認知度の向上に取り組みます。

⑦ 技術革新や市場変化への対応

UGCサービスは、インターネット関連市場として、今後も生成AIに代表される技術革新や新たなサービスモデルにより、既存サービスの陳腐化、代替サービス、類似サービスの登場により競争の激化が起これと考えております。これらの変化に対応するために、市場動向を把握し、顧客企業にとって最適なサービス、ソリューションを提供し続けられるよう努めております。今後も市場のニーズを先取りした商品・サービスを開発し、市場の変化に対応してまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年7月31日現在）

事業内容	主要なサービス
UGCサービス事業	コンテンツプラットフォーム「はてなブログ」「はてなブックマーク」の開発・運営並びにコンテンツマーケティングサービス「はてなCMS」「toitta（トイッタ）」・テクノロジーソリューションサービス「GigaViewer（ギガビューワ）」「Mackerel（マカレル）」の提供等

(6) 主要な営業所（2026年7月31日現在）

本店	東京都港区
本社	京都府京都市

(7) 使用人の状況（2026年7月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
UGCサービス事業	213（36）名	4名減（増減なし）

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年7月31日現在)

(単位：千円)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社みずほ銀行	50,000
株式会社三井住友銀行	50,000
株式会社千葉銀行	50,000
株式会社東日本銀行	50,000
株式会社りそな銀行	50,000

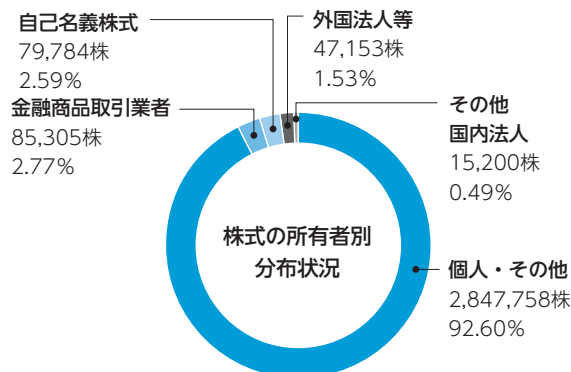
(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社において、2026年4月に不正な送金指示に起因する資金流出事案が発生し、1,221,131千円の特別損失を計上いたしました。本事案に関しましては、外部専門家で構成された特別調査委員会を設置し調査を行い、必要な再発防止策を策定、実行しております。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2026年7月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 9,800,000株
- ② 発行済株式の総数 3,075,200株
- ③ 株主数 4,061名



④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
近藤 淳也	973,274	32.49
中村 剛	87,900	2.93
栗栖 義臣	79,500	2.65
株式会社 SBI証券	47,902	1.60
田中 慎樹	45,600	1.52
山岸 延好	33,000	1.10
長谷川 正雄	32,200	1.07
溝呂 木雄太	28,601	0.95
鈴政 博美	25,700	0.86
小嶋 泰一郎	25,100	0.84

- (注) 1. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。
2. 持株比率は、自己株式（79,784株）を控除して計算しております。
3. 当社は、自己株式を79,784株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。

- ⑤ 会社役員（会社役員であった者を含む）に対して当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式

	株 式 数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 5,000	3
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

- ⑥ その他株式に関する重要な事項

2025年11月14日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことを決議し、これに基づいて2025年12月2日に自己株式18,000株の処分を実施いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	栗 栖 義 臣	
取 締 役	大 西 康 裕	・ コンテンツ本部長
取 締 役	田 中 慎 樹	・ コーポレート本部長
取 締 役	毛 利 裕 二	
取 締 役	近 藤 淳 也	・ 株式会社OND 代表取締役社長
取 締 役	リチャード・チェン	
監 査 役	柴 崎 真 一	
監 査 役	中 村 勝 典	・ シティア公認会計士共同事務所 共同代表
監 査 役	砂 田 有 紀 (旧 姓 佐 藤)	・ 創・佐藤法律事務所 パートナー ・ 株式会社ネットプロテクションズホールディングス 社外取締役（監査等委員） ・ 株式会社GENOVA 社外取締役

- (注) 1. 取締役リチャード・チェン氏は、社外取締役であります。
2. 監査役柴崎真一氏は、常勤監査役であります。
3. 監査役中村勝典氏及び監査役砂田有紀氏は、社外監査役であります。
4. 監査役中村勝典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役砂田有紀氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役リチャード・チェン氏、監査役中村勝典氏、監査役砂田有紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役、監査役、執行役員、及び管理職・監督者の地位にある従業員（以下、「取締役等」という）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である取締役等が、その職務執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償及び争訟費用等を当該保険により、保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新をしております。なお、当該保険契約では、当社が取締役等に対して損害賠償責任を追及する場合は、保険契約の免責事項としており、また補填する額については限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	62,091 (2,664)	57,260 (2,664)	— —	4,831 —	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	15,240 (5,280)	15,240 (5,280)	— —	— —	3 (2)
合計 (うち社外役員)	77,331 (7,944)	72,500 (7,944)	— —	4,831 —	9 (3)

(注1) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額です。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

二. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、固定報酬については、2014年10月29日開催の第14回定時株主総会において、年額1億3,000万円以内（うち社外取締役分は2022年10月27日開催の第22回定時株主総会で決議いただいた年額1,000万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）です。譲渡制限付株式報酬については、2022年10月27日開催の第22回定時株主総会において、年額2,000万円以内、割当上限9,200株と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は、2022年10月27日開催の第22回定時株主総会において、年額2,000万円以内（うち社外監査役分は700万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外監査役中村勝典氏は、シティア公認会計士共同事務所の共同代表として同事務所を経営しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役砂田有紀氏は、創・佐藤法律事務所のパートナーとして同事務所を経営しております。また、株式会社ネットプロテクションズホールディングスの社外取締役（監査等委員）、株式会社GENOVAの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	リチャード・チェン	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。当社の業務執行者から独立した立場で議案の審議や経営判断に必要な提言、IT業界での豊富な経験に基づく専門性を活かし、有益な発言を行っており、透明性の高い経営の実現に寄与するための適切な役割を果たしております。
監査役	中 村 勝 典	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士として専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	砂 田 有 紀 (旧 姓 佐 藤)	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士として専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額

29,700千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額

29,700千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算定根拠等について、その適正性、妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備を基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定め、取締役会において決議しております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動指針」「コンプライアンス規程」等を制定し、役職員はこれを遵守します。
- ② 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するように担保します。
- ③ コンプライアンス・リスク委員会を設置し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを促すとともに、研修等を実施することにより「コンプライアンス規程」の周知徹底を行います。また、内部通報制度を確立し、不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為を発見した場合に、報告・相談できるルートを確保します。
- ④ 役職員の職務執行の適正性を確保するために、社長直轄の内部監査担当を任命し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査人は必要に応じて会計監査人と情報交換を実施します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
- ② 文書取扱主管部署は、当社の取締役及び監査役の閲覧請求に対して、いつでもこれら文書を閲覧に供せるように管理します。

(3) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、「財務報告に係る内部統制の基本方針書」を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、適切かつ有効な評価ができるよう内部統制システムの構築及び適切な運用に努め、財務報告の適正性を確保します。

(4) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する権限と責任を有し、これに従い、リスク管理に係るコンプライアンス・リスク委員会を設置し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

(5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務の執行が行える体制を確保します。
- ② 毎月1回の定例取締役会に加え、取締役会の意思決定に資すること、多様なリスクを可能な限り把握、対応するために執行役員を含めた経営会議を開催します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人数を確保します。
- ② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価においても独立性に影響を与えないように実施します。

(7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- ② 監査役への報告・情報提供は以下のとおり行います。
 - ・取締役会での報告、情報提供
 - ・各部門長のヒアリング時の報告、情報提供等

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役及び内部監査担当は、監査役と必要に応じて意見交換を行います。
- ② 監査役は、取締役会をはじめ、経営会議等重要な会議に出席し、重要な報告を受け取ります。
- ③ 監査役は、会計監査人とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況等

当社は、反社会的勢力への対抗策として、「反社会的勢力対応規程」において「基本方針」を定め、秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たず、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他経済的利益を供与しないことを明示しており、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしています。

反社会的勢力の対応につきましては、代表取締役が最高責任者として責務を負い、実質的な運用及び対応は総務部が対応統括部署となり、社内関係部門及び管轄警察署等との協力体制を整備し、有事に備えます。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「財務報告に係る内部統制の基本方針書」に基づき、当社の内部統制システムを整備運用します。

取締役の職務執行の体制については、取締役会は20回開催され、経営方針及び経営戦略などの経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、各取締役は、重要な業務執行について協議を行う会議等を定期的で開催しました。

監査役の職務執行の体制については、監査役会は14回開催されました。また、各監査役は、取締役会や重要な会議等への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査担当者との定期的な情報交換によって、取締役の職務執行の監督、内部統制システムの整備運用状況を確認しました。

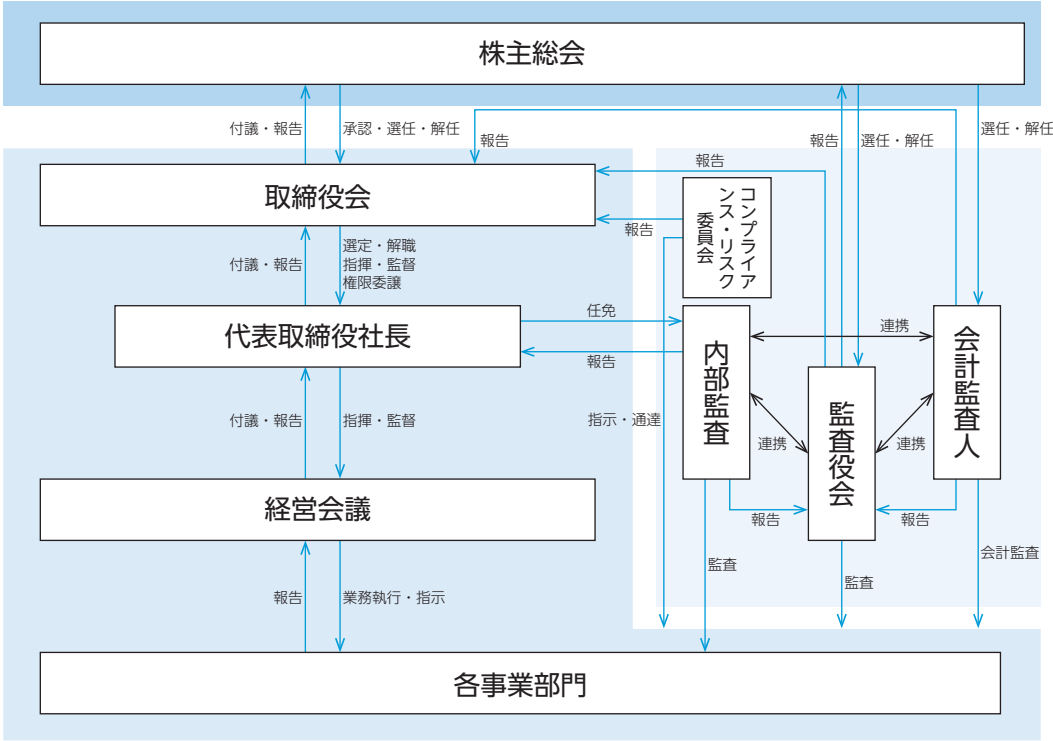
内部監査については、内部監査担当者は、監査役と連携しながら内部監査を実施し、定期的に代表取締役へ報告しました。

また、経営及び業務執行の健全かつ適切な運営強化のため、コンプライアンス・リスク委員会を定期的で開催し、業務におけるリスク及びコンプライアンス違反行為等の早期発見に努め、必要に応じて、取締役会及び監査役会へ報告します。

合わせて、匿名性が担保された内部通報窓口を設置し、法令違反行為等の情報収集体制を整備しております。

2026年4月に当社において発生した、不正な送金指示に起案する資金流出事案については、当社の資金移動及び出金プロセスに係る内部統制等に課題があったとの認識のもと、再発防止に向けガバナンス体制及び資金管理体制の一層の改善、強化に取り組んでおります。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図



貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,981,601	流 動 負 債	688,793
現 金 及 び 預 金	1,221,553	買 掛 金	24,851
売 掛 金	458,502	短 期 借 入 金	250,000
契 約 資 産	96,335	未 払 金	112,850
仕 掛 品	349	未 払 費 用	41,083
貯 蔵 品	500	未 払 法 人 税 等	1,832
前 払 費 用	119,989	未 払 消 費 税 等	22,672
未 収 還 付 法 人 税 等	62,185	契 約 負 債	122,763
そ の 他	22,185	預 り 金	35,488
		株 主 優 待 引 当 金	74,586
		そ の 他	2,664
固 定 資 産	583,074	固 定 負 債	39,775
有 形 固 定 資 産	68,099	資 産 除 去 債 務	39,775
建 物 附 属 設 備	34,401		
工 具、器 具 及 び 備 品	33,698	負 債 合 計	728,569
無 形 固 定 資 産	306,524	(純 資 産 の 部)	
商 標 権	2,313	株 主 資 本	1,831,235
ソ フ ト ウ エ ア	304,210	資 本 金	250,642
投 資 其 他 の 資 産	208,449	資 本 剰 余 金	208,452
敷 金 及 び 保 証 金	52,621	資 本 準 備 金	200,962
長 期 前 払 費 用	6,731	そ の 他 資 本 剰 余 金	7,489
繰 延 税 金 資 産	149,096	利 益 剰 余 金	1,441,112
資 産 合 計	2,564,675	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,441,112
		別 途 積 立 金	22,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,419,112
		自 己 株 式	△68,971
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,870
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,870
		純 資 産 合 計	1,836,106
		負 債 純 資 産 合 計	2,564,675

損 益 計 算 書

(2025年 8 月 1 日から)
(2026年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,647,171
売 上 原 価		505,551
売 上 総 利 益		3,141,619
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,968,012
営 業 利 益		173,606
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,817	
有 価 証 券 利 息	237	
為 替 差 益	4,264	
還 付 消 費 税 等	1,702	
役 員 報 酬 返 納 額	1,052	
そ の 他	423	12,497
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,074	
株 式 報 酬 費 用 消 滅 損	1,003	
暗 号 資 産 評 価 損	4,943	
株 主 優 待 引 当 金 繰 入 額	74,547	
そ の 他	11	82,580
経 常 利 益		103,523
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,673	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,013	11,686
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,968	
資 金 流 出 事 案 に 伴 う 損 失	1,221,131	1,223,100
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,107,890
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,060
過 年 度 法 人 税 等		△20,245
法 人 税 等 調 整 額		△93,078
当 期 純 損 失 (△)		△995,627

株主資本等変動計算書

(2025年 8 月 1 日から)
(2026年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	250,642	200,962	5,347	206,310	22,000	2,414,739	2,436,739
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失 (△)						△995,627	△995,627
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			2,142	2,142			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計			2,142	2,142		△995,627	△995,627
当 期 末 残 高	250,642	200,962	7,489	208,452	22,000	1,419,112	1,441,112

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△84,942	2,808,749	5,160	2,286	7,446	2,816,196
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失 (△)		△995,627				△995,627
自 己 株 式 の 取 得	△48	△48				△48
自 己 株 式 の 処 分	16,020	18,162				18,162
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△5,160	2,584	△2,576	△2,576
当 期 変 動 額 合 計	15,971	△977,513	△5,160	2,584	△2,576	△980,089
当 期 末 残 高	△68,971	1,831,235	－	4,870	4,870	1,836,106

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② その他有価証券 | 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は、移動平均法により算定） |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----|---|
| 仕掛品 | 個別法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切
下げの方法により算定） |
|-----|---|

(3) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------|-----|
| デリバティブ | 時価法 |
|--------|-----|

(4) 暗号資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------|----------------------|
| 活発な市場が存在するもの | 時価法（売却原価は移動平均法により算定） |
|--------------|----------------------|

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以
降に取得した建物附属設備については定額法によってお
ります。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却
資産については、法人税法の規定に基づき、3年間均等
償却しております。

建物附属設備	8～15年
--------	-------

工具、器具及び備品	4～20年
-----------	-------

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、個別の回収不能見込額はありません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の５ステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、主に広告、開発・保守、SaaS等のサービスを行っており、主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下の①～⑫のとおりです。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額は除きます。

また、いずれの取引の対価も、履行義務の充足時点から１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

◎広告

① インフィード型ネイティブ広告

インフィード型ネイティブ広告は、はてなブックマークのサービスに配置したネイティブ広告枠等の広告メニューより構成されます。

その履行義務は、顧客に対して、広告を立案・企画し、広告掲載スペースに顧客の広告を掲載すること、及び随時ユーザーに対して広告を表示させることです。

広告が掲載されるにつれて、顧客は便益を受け取ることになるため、広告の契約期間にわたって、収益を認識しております。

② ディスプレイ広告

ディスプレイ広告は、はてなブックマーク、はてなニュース、人力検索はてな、はてなブログ等のサービスに配置したレクタングルパック、動画広告パック、はてなブログ Developer Targetingなどのメニューから構成されます。

その履行義務は、顧客に対して、広告を立案・企画し、広告掲載スペースに顧客の広告を掲載すること、及び随時ユーザーに対して広告を表示させることです。

広告が掲載されるにつれて、顧客は便益を受け取ることになるため、広告の契約期間にわたって、収益を認識しております。なお、インプレッション、ビュー及びクリック等の特定のアクションを基に対価を受け取る権利を有する広告契約である場合には、当該広告契約条件で規定された特定のアクションを充足した時点で、収益を認識しております。

③ はてなタイアップ広告

はてなタイアップ広告は、広告記事やコンテンツ制作から構成されます。

その履行義務は、当社の抱えるブロガーやライターとのつながりを活かし、顧客の訴求目的に合わせたプランを企画し、記事フォーマットに制作した記事を掲載すること、及び随時ユーザーに対して広告を表示することです。

顧客に対して、当社が制作した記事・コンテンツを納品物として引き渡し、顧客による納品物の検収がなされた時点で、収益を認識しております。

④ ブログキャンペーン

ブログキャンペーンは、顧客の商品、サービスに関連した「お題」を設定し、ユーザーにブログ投稿をしてもらうことで、顧客が自らの商品、サービスの自然なブランディングが可能となる広告企画から構成されます。

その履行義務は、顧客に対してキャンペーンを立案・企画し、はてなブログに掲載すること、及び「お題」を設定してユーザーにブログ投稿を促すこと、及び随時ユーザーに対して広告を表示することです。

顧客に対して、当社が制作したキャンペーンを納品物として引き渡し、顧客による納品物の検収がなされた時点で、収益を認識しております。

⑤ アドネットワーク広告等

アドネットワーク広告等は、広告主を集めた配信ネットワークに、広告枠を提供するサービスから構成されます。

その履行義務は、広告が配置された自社サービスを維持すること、及び随時ユーザーに広告を表示することです。

広告がユーザーのブラウザ等に表示されるにつれて、もしくはユーザーがバナーをクリックするにつれて、一定期間にわたり、収益を認識しております。

①から④の広告サービスについては、広告代理店が関与する場合があります。広告代理店は、当社に代わって広告主との契約を獲得するとともに、広告主に、当社の広告の仕様や掲載基準に準拠するために広告掲載物の仕様を整えるなどのサービスを提供します。広告代理店を利用して広告枠等を販売した場合の広告代理店に対して支払う代理店手数料について、通常、広告枠の取引対価から代理店手数料を控除（相殺）した金額が、広告代理店から媒体運営者である当社に支払われます。顧客である広告代理店から受領する別個の財又はサービスと交換される場合を除き、取引価格から顧客に支払われる対価である代理店手数料を減額し、収益を認識しております。

また、①から④の広告サービスについては、収益を認識する前に代金の一部又は全部を受領した金額は、「契約負債」に含まれるものとして認識しております。

なお、①から④の広告サービスについては、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で算定しております。

◎開発・保守

⑥ 受託制作のソフトウェア開発

受託制作のソフトウェア開発は、顧客から受注した開発業務を実施、提供する請負契約から構成されます。

その履行義務は、開発業務を実施し、開発物を完成させ、顧客に納品することです。

当社が実施する受託開発は、汎用性がなく、開発過程にあるソフトウェアを他の顧客、又は別の用途に転用することができず、完了した業務に対する対価の支払を受ける強制力のある権利を有しています。そのため、ソフトウェア開発の進捗度によって、履行義務が充足されていくものと判断しており、完成までに要するプロジェクト総原価を合理的に測定できる場合には、プロジェクト原価総額（総工数）に対する発生原価（工数）の割合（インプット法：発生原価÷プロジェクト原価総額）で収益を認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、進捗度を合理的に見積もることができる時まで、原価回収基準にて一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短い開発契約（概ね3か月以内）については、重要性等による代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、顧客に対して、当社が制作したソフトウェアを納品物として引き渡し、顧客による納品物の検収がなされた時点で、収益を認識しております。

また、収益を認識する前に代金の一部又は全部を受領した金額は、「契約負債」に含まれるものとして認識しております。

⑦ 保守運用サービス

保守運用サービスは、当社が開発し、顧客に開発納品済のソフトウェアに対して、保守対応を行う契約から構成されます。

その履行義務は、顧客との契約に基づき、システム環境変化への対応などの保守運用サービスを提供することです。

保守運用サービスは、準委任契約であり、提供したサービスの期間に基づき、固定額を請求しております。概ね一定のサービスを提供するため、時の経過に応じて、サービス契約期間にわたり収益を認識しております。

⑧ レベニューシェア

レベニューシェアは、収益分配契約に基づくレベニューシェアの取組形態から構成されます。

その履行義務は、顧客である共同事業者のコンテンツに広告を掲載・配信する運用サービスを提供し、第三者より当社が収受した広告収入を、収益分配契約に基づき分配することです。

運用サービスが提供されるにつれて、顧客である共同事業者は便益を受け取ることになるため、広告運用サービスの契約期間にわたって、収益を認識しております。

◎SaaS等

⑨ 有料課金

はてなブログを本格的に運用するための運用プランであるはてなブログPro等から構成されます。

その履行義務は、はてなブログを無料から有料へとステータス変更し、はてなブログの表示・レイアウトを自由に設計することを可能としたり、独自ドメインでののはてなブログの使用を可能としたりすることです。

はてなブログPro等の有効利用期間にわたって、収益を認識しております。

⑩ オウンドメディア構築・運用

オウンドメディア構築・運用は、SaaS型CMSのはてなブログMediaや、運用支援のはてなMediaSuiteから構成されます。

その履行義務は、CMSにかかるライセンスの供与、初期設計サービス、導入サポート、デザイン等の制作、保守運用サービス、支援ソリューション、及びコンテンツ企画・制作サービスの提供です。

ライセンスは単独で販売しておらず、ライセンスの供与と保守運用サービス（対価は、月額利用料）は、それぞれを別個の履行義務として区分できないと判定し、両者を一括した単一の履行義務としており、契約期間にわたり、収益を認識しております。

初期設計サービスは、顧客による初期設計の検収がなされた時点で、収益を認識しております。

導入サポートは、サービス提供完了時点で、収益を認識しております。

デザイン等の制作は、顧客に対して、当社が制作したデザイン等を納品物として引き渡し、顧客による納品物の検収がなされた時点で、収益を認識しております。

支援ソリューションは、サービス提供完了時点で、収益を認識しております。

コンテンツ企画・制作サービスは、契約期間にわたり、収益を認識しております。

なお、他の当事者である販売代理店が関与する場合があります。販売代理店は、当社に代わって顧客との契約を獲得し、はてなブログMediaを提供するとともに、顧客からの問い合わせ対応をサポートします。販売代理店を利用した場合に支払う代理店手数料について、販売代理店から受領する別個の財又はサービスと交換される場合を除き、取引価格から顧客に支払われる対価である代理店手数料を減額し、収益を認識しております。

また、収益を認識する前に代金の一部又は全部を受領した金額は、「契約負債」に含まれるものとして認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で算定しております。

⑪ サーバー監視サービス

サーバー監視サービスは、ハードウェアやソフトウェアの性能をリアルタイムに監視するSaaS型サーバー監視サービスのMackerelより構成されます。

その履行義務は、クラウドサーバー、各種VPS、オンプレミスのサーバーにMackerelエージェントをインストールすることにより、従量課金契約に基づき、サーバーを監視するサービスを提供することや、Mackerelの導入のためのオンボーディング支援を行うことです。

サーバー監視、オンボーディング支援は、サービスを提供するにつれて、顧客は便益を受け取ることになるため、契約期間にわたって、収益を認識しております。

また、他の当事者である販売代理店が関与する場合があります。販売代理店は、当社に代わって顧客との契約を獲得し、Mackerelを提供するとともに、顧客からの問い合わせ対応をサポートします。販売代理店を利用した場合に支払う代理店手数料について、販売代理店から受領する別個の財又はサービスと交換される場合を除き、取引価格から顧客に支払われる対価である代理店手数料を減額し、収益を認識しております。

なお、収益を認識する前に代金の一部又は全部を受領した金額は、「契約負債」に含まれるものとして認識しております。

⑫ インタビュー分析ソリューションサービス

インタビュー分析ソリューションサービスは、生成AIを活用したSaaS型インタビュー分析支援サービスのtoittaより構成されます。

その履行義務は、顧客との契約に基づき、インタビュー内容のテキスト化や発話の自動抽出・整理等の分析機能を利用可能な状態で提供することです。サービスの提供を通じて顧客は継続的に便益を受け取るため、契約期間にわたって、収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税等は発生年度の期間費用としております。
- ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨へ換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ ヘッジ会計の方法

(i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理を行っております。

(ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 為替予約

(ヘッジ対象) 外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

(iii) ヘッジの方針

為替予約は、営業費用に係る為替変動リスクを回避する目的で行っており、実需の範囲で実施しております。

(iv) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、為替予約等の振当処理の要件を満たしているヘッジ取引については、有効性の判定を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産149,096千円（繰延税金負債と相殺前の金額は、160,320千円）

(2) 識別した項目に対する重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）に従い、判定された分類及び将来の合理的な見積可能期間の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しており、その回収可能性については、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金の解消スケジュールおよび将来の課税所得の見積り等に基づき判断しております。

将来の課税所得の見積りは、中期業績予測を基礎としております。特に、サービス別の売上高の見込みを主要な仮定として織り込んでおります。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

（一定の期間にわたり履行義務を充足し収益認識する受託制作のソフトウェア）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高（年間）259,625千円

当事業年度において一定の期間にわたり収益認識を行う売上高（未完成）84,953千円

(2) 識別した項目に対する重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算定方法

ソフトウェア開発における一定の期間にわたり充足される履行義務については、ごく短期的な受託開発を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、プロジェクト原価総額（総工数）に対する発生原価（工数）の割合（インプット法：発生原価÷プロジェクト原価総額）で算出しております。

② 主要な仮定

履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識した売上高の計上は、プロジェクト原価総額（総工数）の見積りにより、収益及び損益の額に影響を与えます。プロジェクト原価総額（総工数）の見積りは、労務費等の実行予算によって行っております。実行予算作成時には、作成時点で入手可能な情報に基づき、仕様や作業内容の仮定を設定し、開発プロジェクトの完了に必要な各工程の原価（工数）を詳細に見積ることにより、プロジェクト原価総額（総工数）を見積ります。開発着手後は、プロジェクトごとに、実際発生原価を管理し、状況の変化による作業内容や開発期間の変更について、適時適切にプロジェクト原価総額（総工数）の見直しを行っております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

開発途中での仕様変更や開発期間の変更など、プロジェクト原価総額の見積りに用いられる仮定は、想定していなかった原価（工数）の発生等により、進捗度が変動する場合があります。また、プロジェクト原価総額の主要な仮定である労務費等の基礎となる工数は、見積りの不確実性が高く、実績工数が見積工数と乖離することにより、翌事業年度において一定の期間にわたり履行義務を充足し、収益を認識する方法の適用案件にかかる損益が変動する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 167,681千円

(2) 当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,700,000千円
借入実行残高	250,000千円
差引額	1,450,000千円

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 3,647,171千円
- (2) 固定資産売却益の内訳
工具、器具及び備品 1,673千円
- (3) 資金流出事案に伴う損失 1,221,131千円
悪意ある第三者による虚偽の支払指示に基づいた資金流出被害による損失1,179,810千円
および特別調査委員会による調査費用等41,321千円を計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	3,075,200株	－株	－株	3,075,200株

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	95,445株	2,339株	18,000株	79,784株

(注1) 自己株式の増加2,339株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加2,300株及び単元未満株式の買取りによる増加39株であります。

(注2) 自己株式の減少18,000株は、譲渡制限付株式報酬によるものであります。

- (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。

一時的な余資は主に短期的な金融資産等で運用し、設備投資等で一時的に多額の資金が必要な場合は銀行借入等によって調達を行うこともあります。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払費用はほとんどが1か月以内の支払期日であります。

投資有価証券は主に債券及び投資信託であり、発行体の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従い、営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、営業債権及び営業債務の一部には、外貨建取引のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、一定額以上の取引に関しては為替予約及び通貨スワップ取引を行う方針であります。

債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。投資信託は、購入の際に、安全性の高い銘柄及び商品に限定しており、定期的に時価を把握し、価格変動に伴う損失を僅少なものに留めることに努めております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等はありません。

現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
① 敷 金 及 び 保 証 金	52,621	39,920	△12,701
② デ リ バ テ ィ ブ 取 引 (*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	7,112	7,112	—

(*) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味負債になるものについては () で示しております。

金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年 内	1 年 超 5 年 内	5 年 超 10 年 内	10年超
現 金 及 び 預 金	1,221,553	—	—	—
売 掛 金	458,502	—	—	—

(注) 敷金及び保証金については、満期が定められておらず、償還予定額が不明のため、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
デリバティブ取引 通貨関連	－	7,112	－	7,112

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷金及び保証金	－	39,920	－	39,920

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

時価の算定方法は、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。為替デリバティブ組込預金の時価は、複合金融商品の組込デリバティブを区分処理したものであります。

敷金及び保証金

合理的に見積もった敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合は、割引率を零として時価を算定しております。

(4) ヘッジ会計が適用されているもの

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約の振当処理	為替予約買建米ドル	外貨建予定取引	199,716	—	7,112

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）	338,262
未払事業税	410
資産除去債務	12,537
株式報酬費用	7,845
ソフトウェア	42,867
その他	8,419
繰延税金資産小計	410,342
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△237,484
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,537
評価性引当額小計	△250,021
繰延税金資産合計	160,320
繰延税金負債	
未収還付事業税	4,828
繰延ヘッジ損益	2,241
資産除去債務に対応する除去費用	4,153
繰延税金負債合計	11,224
繰延税金資産の純額	149,096

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金 (※ 1)	—	—	—	—	—	338,262	338,262
評価性引当額	—	—	—	—	—	△237,484	△237,484
繰延税金資産 (※ 2)	—	—	—	—	—	100,777	100,777

(※ 1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※ 2) 税務上の繰越欠損金338,262千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産100,777千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失のため記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	テクノロジー ソリューション サービス	コンテンツ マーケティング サービス	コンテンツ プラットフォーム サービス	その他 サービス	合 計
主要なサービスのライン					
広告	—	133,585	168,200	—	301,785
開発・保守	2,014,556	—	—	5,946	2,020,503
SaaS等	766,370	407,689	150,822	—	1,324,882
合 計	2,780,927	541,274	319,022	5,946	3,647,171
収益認識の時期					
一時点で移転されるサービス	72,937	29,137	—	—	102,074
一定の期間にわたり移転されるサービス	2,707,989	512,137	319,022	5,946	3,545,096
合 計	2,780,927	541,274	319,022	5,946	3,647,171
顧客との契約から生じる収益	2,780,927	541,274	319,022	5,946	3,647,171
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,780,927	541,274	319,022	5,946	3,647,171

(注) 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している受託制作のソフトウェアについては、一時点で移転されるサービスに含めております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約資産・契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	440,200	458,502
契約資産	112,341	96,335
契約負債	127,553	122,763

顧客との契約から生じた債権は、主要なサービスラインにおいて認識した売掛金であります。債権の回収期間は、概ね1か月以内です。

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したものの、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、利用許諾期間やサービス提供期間にわたり収益を認識する、主にはてなブログMediaやはてなブログPro等の利用許諾契約について、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受額に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

当事業年度における契約資産・契約負債の残高の変動は以下のとおりです。

(単位：千円)

	契約資産	契約負債
期首残高	112,341	127,553
履行義務の充足により期中で収益認識したもの	391,618	—
売掛金に振り替えられた契約資産	△407,624	—
期首に存在する契約負債のうち期中で収益認識したもの	—	△113,224
受領した現金（期中に認識された収益を除く）	—	108,434
期末残高	96,335	122,763

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、受託制作のソフトウェア開発やはてなブログMedia、はてなブログPro等に関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
当事業年度	265,281	10,801	276,082

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 612円97銭

(2) 1株当たり当期純損失(△) △332円80銭

(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 —

(注) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

11. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務費用等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年以内と見積もり、0.02%～0.65%の割引率を使用のうえ、資産除去債務の金額を算定しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の増減額

期首残高	39,625千円
時の経過による調整額	150千円
期末残高	39,775千円

(2) 資産除去債務のうち、貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年9月18日

株式会社はてな
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 間 洋 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 角 真 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社はてなの2025年8月1日から2026年7月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、監査役会で審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当社の資金移動及び出金プロセスに係る内部統制等に課題があったとの認識のもと、ガバナンス体制及び資金管理体制の整備・運用の改善に取り組んでおり、監査役会はその進捗状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月19日

株式会社はてな 監査役会

常勤監査役	柴	崎	真	一	㊟
社外監査役	中	村	勝	典	㊟
社外監査役	砂	田	有	紀	㊟
				以	上